

令和8年度における主な改正内容

1 小規模企業融資に伴走支援枠を設定

「既存融資のまとめ借換」や「新規融資＋既存融資のまとめ借換」において、商工会・商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けていることを条件として「伴走支援枠」を新たに設ける。

2 「小規模企業融資（一般枠）」「小口零細企業融資」の貸付限度額を引下げ

貸付限度額を2,000万→1,000万円に引き下げる。

3 経営力強化保証制度融資の廃止

令和7年7月に協調支援型特別保証制度融資を創設したことに伴い、経営力強化保証制度融資は廃止とする。

4 協調支援型特別保証制度融資の固定金利導入

協調支援型特別保証制度融資について、変動金利と固定金利の選択制を導入する。

5 次世代施策推進融資の利用要件拡大

脱炭素化に係る取組について、「CO₂排出量の見える化を実施している、又はこれから実施するもの」を追加する。

6 事業承継Ⅰの廃止

事業承継特別保証制度融資について、事業承継Ⅰ（全国統一制度）は廃止とする。

7 貸付利率の変更

県内金融機関の短期プライムレート等を基準に見直しを行い、貸付利率を変更する。